

# 農村地域防災減災事業岩手 14 期地区(奥州管内) ため池劣化状況評価業務委託 応募要領

## 第 1 業務名

農村地域防災減災事業岩手 14 期地区(奥州管内) ため池劣化状況評価業務委託

## 第 2 業務の目的及び概要

### 1 目的

岩手県内における防災重点農業用ため池の劣化状況評価に関する業務を行うものである。調査及び評価方法については、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き 農林水産省農村振興局整備部防災課令和 3 年 3 月」に従い実施するものである。

([https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_tameike/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/index.html))

### 2 概要

#### (1) 業務内容

防災重点農業用ため池劣化状況評価 40 箇所

#### (2) 業務場所

奥州市地内

## 第 3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当するものであること。

- (1) 「R06・R07 建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、「令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格(全省統一資格・「役務の提供等」)」を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第 3 の(7)の技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 「建設関連業務に係る指名停止措置基準(平成 18 年 6 月 6 日付建振第 141 号)」による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去 10 年間(平成 28 年度から令和 7 年度)において、県内の国・県営に係るダム設計業務(砂防堰堤及び治山ダムを除く)又はため池調査・設計業務(ダム・ため池の耐震解析業務含む)の実績があること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。
- (7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～ケのいずれかに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において、その日から連続して 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 技術士(総合技術監理部門：農業－農業農村工学)

イ 技術士(農業部門：農業農村工学)

ウ R C C M(農業土木)で、同種・類似業務の管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が 20 年以上で、同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

- オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上で、同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者
- カ 農業土木技術管理士
- キ 農業水利施設機能総合診断士
- ク 農業水利施設補修工事品質管理士
- ケ 農業用ため池管理保全技士

#### 第4 応募手続き

##### 1 募集期間

令和8年4月23日から令和8年5月13日まで

##### 2 応募方法等

次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。

###### (1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」 1部

###### (2) 受付日時等

受付曜日は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）。

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

#### 第5 事業実施期間

委託契約締結日の翌日から令和8年12月11日までとする。

#### 第6 応募・照会等窓口

〒023-1111 岩手県奥州市江刺大通り7-13

岩手県県南広域振興局農政部農村整備室農村計画課

Tel 0197-35-8441 Fax0197-35-8447

#### 第7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、岩手県知事が継承するものとする。
  - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
  - (2) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)
- 7 特記仕様書等に定める作業数量は、労務単価の変動等に応じ、変更する場合がある。